高知大学医学部附属病院画像下治療(IVR)センター規則

平成 28 年 3 月 8 日 規 則 第 122 号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則(平成16年4月1日施行)第8条第6項の規定に基づき、画像下治療(IVR)センターの運営等に関し必要な事項を定める。 (業務)

- 第2条 画像下治療(IVR)センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 画像下治療に関すること。
 - (2) その他画像下治療に係る教育及び研究に関すること。

(運営委員会)

- 第3条 画像下治療(IVR)センターの運営に関し必要な事項を審議するため、画像下 治療(IVR)センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、画像下治療(IVR)センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月28日規則第38号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。